發送番號 第　　號

大正　年　月　日判決

大正　年八月廿五日接済

淨寫校合

大正八年八月廿一日

校

件名 當校任用方ノ義ニ付上申

案

議案罫紙

小樽高等商業學校

中村賢二郎

右者左記ノ通ヲ以テ本校當校ニ任用相成度本人履歴書並ニ卒業證書写相添此段上申候也

年月日

校長

文部大臣宛

記

一 高等官七等

一 八級俸（一二〇〇）

一 擔任學科 英語

発送番号 第　号

大正　年　月　日判決

大正　年　九月　廿二日接済

浄写　校合

大正八年八月廿一日

件名

中村賢二郎ヘ書簡ノ件

案

議案罫紙

小樽高等商業学校

本件ニ付当面内々申越之趣承知致居
候ヘハ早速当校ニ任用方申出候処
本年度ハ予算ノ関係ニ依リ相当ノ俸給ヲ支給シ難ク
大体本校任用ノ資格ハ三ヶ年以上ノ教育
ノ経歴ヲ要スル内規ニ有之候処貴下ハ未タ
其ノ年数ニ達セサルニ付或ハ銓衡ノ結果直
ニ教授ニ採用スル事ハ困難ナルヘク先ツ一
ヶ年間ハ講師トシテ在職ノ要アル可キカト
思考セラレ候且又依命右上申シ直ニ
教授ニ任命アル迄トスルモ其銓衡期間ハ約二ヶ月ヲ

要スヘク候（其ハ他ノ直轄学校ニ於テ兼職致候トモ一般同様ニ候）

右ノ次第ニ候ハ實ハ本校校業上ノ都合モ有之

之ニ付貴下此際本校ニ任命アルヘク講師トシテ

御就職ノ程承諾相成度又本件ノ如キ詮衡

上第一講師トシテ一ヶ年間在職ノ要有之

本件ノ儀ハ至急ノ御返答ヲ得ル詮衡ノ都合

ニ候ニ付至急御返事ヲ願度

尚貴下先ツ本年二学期ヨリ校業開始

致度候間御都合ヲ以テ御赴任相成候様

致度尚旅費ノ義ハ即時送金可致候、

御着校ノ上支給可致候此段御承知置相成度

一様ニ御案内申上候右御照会得貴意候　敬具

年　月　日

校長

中村賢二郎殿

追テ議案学校卒業證書写至急御送付

相成度候也

商業學校

大正八年八月十二日

大正　年　月十二日

浄写校合

拔き 要

中村賢二郎ヘ書信ノ件

案

小樽高等商業學校

教務掛

拝復本月三日付ヲ以テ書面並ニ貴兄学業履歴
書一通入手致候然ルニ左記條項ノ一ニ依
リ目下就任方取計兼候ニ付不悪御承
知相成度此段 [illegible]
敬具

年月日

校長

中村賢二郎宛

記

一、本校ニ係ル高等官七等ニ奏薦ノ積

ナルモ経歴ノ関係上当分ハ七等 [illegible]

[illegible]

俸給ハ八級俸（一二〇〇円）トシ別ニ臨時手当五

割増支給ノコト

若シクハ講師トシテ就職ノ場合ハ [illegible]

二、履歴ニ関シテハ直轄学校教官ノ経歴ナ

キ為メ直ニ本校ニ任用相成リ難キ場合ニハ

又ハ此際差下ニ於テ幾分ニテモ俸給ノ

多額ヲ望マルヽナラハ講師トシテ年俸

千三百円（臨時手当五割増）ヲ支給スルコト

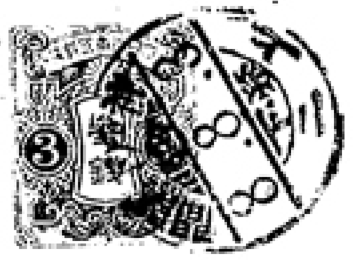

北海道小樽市
小樽高等商業學校
渡邊龍聖様
至急親展

〆

山口縣佐波郡防府町
宮市天神町
中村賢二郎

謹啓、時下酷暑の候々益御
申候処、先生益御清栄在大賀々
生未だ御薦書頂き候事の栄を不
得と雖も御芳名は夙に神田男爵より通じ
承居候、此度は小生儀田の件に付き
種々御配慮を煩し居深謝し、去月二十三日
附御芳書正に拝見仕り候、実は小生二十四日
夕京都を出発し郷里に帰着仕り候に付き
御手紙は転送せられて漸く本日落掌せし
次第に御座候、御申付けの履歴書一通
封入致置候間何卒御査収被下度候、
先月鹿児島まで神田男爵より御来校々
つけ御話を承り候節は距離の遠隔と
老衰せる母のあるが為め生多少逡巡し
て確かなる返事致さざりしも其後老母より
力強き賛成を得申候に付き男爵まで応諾
含みとしては参り度き由申述べ候次第にて
御採用と否とは別として本日先生より直接
御親書に接せしは生の此世事に就きて
将来の御交情、これを縁として何卒宜敷
御願上候、
偖而御申しくれ共生目下の境遇を
開陳し以て御参考に供し置きたく無益ながら
と存じ左に略記申候間御一読
御通読下され度し、且下奉職せる宮崎
中学校は先夏生徒の暴行事ありて焼き放
火のため全焼の厄に遭ひ新築校舎も漸く
来学期より使用せらるる運びまで生の留任
につきては極力勧請致し居候、而して一方には
郷里の二中学（萩、前原）又生の来任を
希望して止まず、若し此校の都合悪き場合
は老母の希望により宮崎の方は断念を排し
郷里の中学に奉仕するも…

[illegible]

希望ニて止まず、若し此校の都合悪き場合
ハ先母の希望により宮崎の方は家庭を排し
郷里の中学ニ轉任する計画ニ此有之、
待遇の点ニ就てハ宮崎縣下ハ先年外人教師を
解傭して外ニ大学卒業者を傭用し月
手当百円（五割増俸）を支給し、山口縣下ニてハ
昨年縣下中学校長會議ニて百円級（英
漢、数）三名（其俸給割ハ校長の随意）を
招聘し外人の教授を廃止することニ一決し本
年四月中旬ハ百の五円ニて郷里の中学より
招聘をうけたる共宮崎中学の状態ハ実ニ
災厄續きにて実ハ到底これを見捨て、
去るに忍びず今日に至りたるにて、且れ昔最
早新築校舎の移轉も終了し万事
順に僕せしかりて有様にて又他ニ轉する
も寧ろ人情上心苦しきことも有之候ハしと
存候て、

右の状況は米国式極つこらりりしに申上て
次第にて全く他意無之候を何卒御推察
の上御読み下され度、幸ひにして先生御指
導の下に教鞭ヲ服するの秋来りたらば
生の光栄ニ之に過ぐる事なし、

匆々不具

大正八年八月三日

山口縣佐波郡防府町宮市
天神町
中村賢二郎

渡邊先生様

發送番號 第 號

大正八年七月十二日

大正 年 月 日判決

大正 年 7月 7日發送済

淨寫校合

議案罫紙 小樽高等商業學校

件名 中村田賢二郎ヘ履歴書回付方照會ノ件

本月四日附下名ヨリ清務ヲ煩ハシ候回神
田先生貴下ヲ本校ヘ採用方ニ関シ御
来示ノ次第有之候處第一ニ本校ニ於テ務
任ノ可否ヲ定ムル為メ採用内部ノ務ヲ
了スル為メ履歴書ヲ回付セラレ度候ヘ共
待遇等ニ関シ更ニ考慮ヲ得度モノ有之候
當用迄　敬具

年月日　　校長

宮崎縣宮崎町江平
中村田賢二郎宛

發送番號　第　號

大正　年　月　日判決
大正　年　月　日發送濟
淨寫校合

大正八年七月十二日

件名

神田男爵ヘ書簡ノ件

議案用紙

案

本月五日ヲ以テ中村賢二郎氏ヲ教授トシテ
採用方ノ件ニ付同氏ニ向ケ御勧誘相成
（當校商議員）候ニ付キ承諾申上候様男爵ヨリ呼出シ候處下
教授採用ノ御趣意ハ能ク了解致シ居
書ニ就キ詮衡ヲ待ツ旨相定メ居候處
（同氏）日頃御高田医学博士ヲ通シテ何トカ致シ度
何分ノ御援助可相成ニ於テハ本人ノ承諾ヲ得
貴意ヲ得度如此ニ候也　敬具

年月日

校長

神田男爵宛

小樽高等商業學校

發送番號 第　號

大正　年　月　日判決

大正　年７月７日發送濟

淨寫　校合

大正八年七月二日

件名　神田乃武ヘ返信ノ件

議案

案

拝復 時下益御清康奉賀候 陳ハ本月
日貴函ヲ以テ御申越之件宮崎中学
校長村田□二郎氏ハ至極適當ノ人物ト
存候ニ付本校ニ任用可致候ニ付
手数一應本人ノ意向御確メ被下度
右貴答旁御依頼迄如此ニ候
敬具

年　月　日

校長

神田男爵宛

北海道小樽

高等商業学校

渡辺龍聖殿

親展

Dear Mr. Watanabe.

Mr. Ibaraki wrote to me to Kagoshima to let you know what my impression was on meeting Mr. Kenjiro Murata of the Miyazaki Chugakko. He was good enough to call on me at Kagoshima, and from a long conversation with him I found out that he was likely to turn out to be a good teacher for higher schools. I simply let you know my impression, although I am not sure whether he would accept a position so far north or not, as his mother is very old and in feeble health.

Yours very sincerely

N. Kanda

Akasaka

June 29 1919.

東京高等学校

神田乃武

北海道小樽
高等商業学校
渡辺龍聖殿

TOKYO HIGHER COMMERCIAL SCHOOL
UNDER DIRECT CONTROL
OF THE
DEPARTMENT OF EDUCATION

東京都の先生
秋田乃武

謹啓
先生には今般長途の御旅行を
終えられ無事御帰京遊ばされ
ことゝ存じます。
先日は御多忙中か積年渇望致居
りし其の志し叶いて親しく先生の
御人格に接し、其上、恰も慈父の如き
御親切ある御訓話を耳にし、愚生の胸
底に深く先生の高徳を覚え、その
揮毫を得たるは今日も尚忘れんとて
忘るゝ能はざる次第に御座候、其
節は御親切に感し御遠来御伺い
申上ずしも御縁故の如く踊

雖遠隔にて加へたる議事の
都合悪しく出席する時期の
遷延致しは申訳無く次第なれ
ども。宴会後は此疲労の
中にも恩恵のため 十数分の時間
を頂かれ、尚其の将来に関し親しく
御話し下され而も身に余る光栄
と存じ候。厚く御礼申上候。
其際御話し下されたる御指導
の件々に就ては信念の遠方なること、
老母のある身として殊に杞憂有
し其人生何物が障害あらむ、
其昔日露の戦役に加はりし者夫

の雪に血を深めたる事にとりては
寒風凛烈たる北海の地も思はで
のよそかともあらぬかしとも存じ、老
母とは決心ある男を弁で送り
或は身を忘てあしらること、存じ、
何卒一層御推薦の程偏に
奉懇願候。
今日まではよし此間は伏屋に参き
去る天雲日前大公風景見て
若様にも御押し出し勤め居
皆様も先祖をおもはれ申し甚
穿ちて先祖を一定めぬはおもまじきも

4、

本日晩愈々筆をとりまして、
ペンの走り書き先生に差上げたい
罪ながら深く儀に及び申候
願くば先生の先日の御紙面せし
如く此の拙文が先生の机上に届き
を喜ぶらんことを切に希望して。
前日先生の御人格と風貌を
慕い、先生の御健康を祈りつつ
擱筆仕ります。

匆々敬具

宮崎町江平
中村賢二郎
六年

神田先生様

TOKYO HIGHER COMMERCIAL SCHOOL

HITOTSUBASHI-DORI, KANDA
TOKYO, JAPAN July 12 1919.

Dear Mr. Watanabe.
Enclosed please find a letter from Mr. Murata of the Miyazaki Middle School. It speaks for itself, and I will leave it to you to use your own judgment.

Yours very truly,
N. Kanda

發送番號 第　號

大正八年九月八日

大正　年　月　日接議

大正　年　月　日判決

淨寫校合

件名

講師囑託方上申　案

中村賢二郎

右者本校講師トシテ英語ノ授業（毎週四五授時数十五時）ヲ囑託シ報酬一箇年金千貳百圓支給致度候間御許可相成度此段上申候也

年月日

校長

文部大臣宛

秘書課長ヘ依頼ノ件

本官第[illegible]号[illegible]係ハ客月六日付ヲ以テ中村賢二郎ヲ本校英語教授トシテ任用方及上申候処学頭授業上ノ都合ニ依リ右鈴衛ヤ太校ヘ任命相成候ニ就テハ当リ講師トシテ授業開始為致度ニ付嘱託講師嘱託方ノ義上申候処右至急御許可相成候様御取計相成度此段及御依頼候也

追テ本件校上申書ニ添付スヘキ卒業證書写三通ノ内更ニ一通及提出候也

年月日

校長

文部大臣官房

秘書課長宛

[illegible]樽秘二七號

小樽高等商業學校長

本年九月八日付秘第五三號上申中村賢二郎ニ英語ノ講師嘱託ノ件許可ス

大正八年九月十五日

文部大臣中橋德五郎 [印]

件名

中村賢二郎ヘ書簡之件

案

議案

第　号

大正八年九月十日

大正年月日判決

大正年九月十一日拔済

済写校合

拝啓 小生過日来道内各地ヘ出張中
御書面之趣了承致候帰札相成候
就テハ此際貴意ニ通ジ斡旋ニ任用方
ハ当時直ニ上申致置候处任命アル迄ニ
ハ約二ケ月ヲ要(銓衡上ノ成否ハ不明)ニ付其間差
当リ講師トシテ御就任相願度右御回答ノ
上ノ御書面ニ依リ一応ハ当方ニテハ講師トシテ
記入上申致置候許可相成候義ト存候
本件ニ付御承知ノ上ハ直ニ電報ヲ以テ御返事相成候様
願度尚右御回答ト同時ニ赴任旅費ハ送付可致候ニ付

小樽高等商業學校

置候御趣旨御承知被下候様御準備有之度

此段為念再應御照會候　敬具

年　月　日

校長

中村賢二郎宛

（宮城郡宮崎町江平）

發送番號	第　　號
大正　年　月　日判決	
大正　年　月　日拔濟	
淨寫	校合

大正八年九月六日

供閲

庶務課主事

件銘　中村榮二郎ヘ電報之件

案

議案罫紙　小樽高等商業學校

表面見タ校長今不在〇両三日内
（ヒヨメンミタ　コウテウイマフザイノ　レウミヒウチ）

帰ル直チ手續スル
（カヘル　スグテツヅキスル）

學校
（オタルコウセウ）

宮崎縣宮崎町江平

中村榮二郎宛

（四十四字）

電報送達紙

注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其市町村役場に付箋し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるへく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざること

發報局	第	號	月	日	受付 午 時 分	字	受信 午 時 分	受信當番	著局
ネムロ	二二七				一〇時				

受信人居所氏名

1427

指定

記事

發信人居所氏名

著局日附印 發信 還報

注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受信したるものとす

印刷局製造

發送番號　第　號

大正八年八月弐日

大正　年　月　日判決

大正　年7月7日抜済　浄寫校合

件名　出張中ノ校長ヘ電報ノ件

議案

ナカムラケンジロウシヨリクワイトウアリソノママホカン

中村賢二郎氏ヨリ回答アリ其儘保管

スつ　タブジ

スの其他モ事

二

西麿出記

根室本町三丁目
日本郵船会社代理店気付

校長宛

發送番號 第　號

大正　年　月　日判決

大正　年　月　日施行濟

淨寫　校合

大正八年九月十七日

件名　中村賢二郎ヘ電報ノ件

案　（返信料付）

議案罫紙　小樽高等商業學校

講師ヲ嘱託ス○旅費電信ニテ送ルベキカ
（コウシヲショクタクス○リヨヒデンシンニテオクルベキカ）

校長（ワタナベ）

宮崎縣宮崎町仁平
中村賢二郎宛

（三十一字）

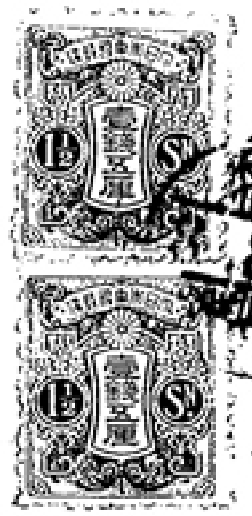

北海道小樽市
小樽高等商業学校
渡邊龍聖様
至急親展

始ハ時日其他不明ニ付キ是等ニテ右数字ヲ得申候
実ハ思案事有且下姓旅中九月十日防府着事有
之居候へ共都合ニヨリ十五日防府出立樽獨旅ニ相成
帝都ニ出発候、

一、旅費の件ニ付テ御問合せ有之候処現住地官舎ヨリ起
算せる額ヲ御送付被下度候旨ニテ

一、当地ハ講師任用の事電報ニテ去ル日迄官舎ニ滞在し
御地山口縣ニ立寄り旅装を整へて独逸勘日ニて
出発の節宿舎ニ出候故、
右大要可然御座候

匆々敬具

中村賢二郎
八月廿六日

渡邊先生様

二伸 小生ヲ旅費諸費用事前御送付被下度ニ付御返附申上候、

山口縣佐波郡防府町
天神町
中村賢二郎

拝復

本月二十七日附の尊書正に拝見仕候、小説形の
好事情の下に御坐候経歴の者に有之候に教授として
任用の事を可能とせば一ヶ年後に於ける小生の運命は
卒業生の世話を致し得られ候て、
依而講師として嘱託の協会右の條件にのみ止め、
専ら宜敷御配慮を御願致し度希望致し居候、

一、官房中之様の方退職するにつきては講師採用の
電報をまちて直ちに其取計をなし、実際中之様
方ては此際困却しをり候て九月一日開校日にも出
いふ事の御出勤の事、

一、小生まだ直接其の様の内容を熟知せず、小様の準備